



平成28年度

重要事項説明書  
(入園のしおり)



幼保連携型認定こども園

早水保育園

社会福祉法人しらゆり福祉会

# 幼保連携型認定こども園 早水保育園 重要事項説明書

## 1. 施設の概要

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人しらゆり福祉会
事業者の所在地	宮崎県都城市早水町1号7番5
事業者の連絡先	(電話番号) 0986-24-1826
代表者氏名	理事長 谷口 丈夫

### (2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園
名 称	幼保連携型認定こども園 早水保育園
所 在 地	宮崎県都城市早水町1号7番5
連 絡 先	(電話番号) 0986-24-1826 (FAX番号) 0986-51-5335
施設長氏名	園長 白濱 祐子
開設年月日	昭和51年4月

### (3) 敷地及び園舎

敷 地	敷地全体	2114.71㎡
	屋外遊技場	567.14㎡
園 舎	構 造	鉄骨造2階建
	延 べ	883.65㎡

### (4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	面積	備考
乳 児 室	1	73.13㎡	0歳児もも組
ほ ぶ く 室	1	65.67㎡	1歳児さくら組
保 育 室	4	277.89㎡	2歳児ばら組、3歳児ゆり組 4歳児すみれ組、5歳児きく組
遊 戯 室	1	58.95㎡	
調 理 室	1	40.18㎡	
調 乳 室	1	2.22㎡	
幼児用トイレ	2	31.29㎡	
医 務 室	1	14.40㎡	応接室と兼用

## (5) 利用定員

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	15人			15人
2号	—	—	—	10人	10人	10人	30人
3号	15人	15人	15人	—	—	—	45人

## (6) 職員体制 (平成 28 年 4 月 1 日 現在)

職 種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
園 長	1人	1人	人	教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
主幹保育教諭	1人	1人	人	園長を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育を行う。
指導保育教諭	1人	1人	人	園児の教育及び保育を行い、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導・助言を行う。
保育教諭 (園児数により増減)	19人	14	5人	教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育及び保育を行う。
栄 養 士	1人	1人	人	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。
調 理 員	2人	1人	1人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
看 護 師	1人	1人	人	園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。

## 2. 教育・保育を提供する日・時間 その他留意事項

### (1) 利用区分別 教育・保育を提供する日

利用区分	利用時間	休業日
1号認定	月曜日から金曜日 9:00～13:00	・土曜日 ・日曜日 ・夏季休業・冬季休業・春季休業 (都城市公立小学校の休業日に準ずる)
2号3号認定 《標準時間》	月曜日から土曜日 7:30～18:30	・日曜日 ・祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号3号認定 《短時間》	月曜日から土曜日 8:30～16:30	

※教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときには休業日に教育・保育を行う場合があります。また、何らかの事情により教育・保育を提供することができない場合は、事前にお知らせいたします。

## (2) 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料（1回一人当たり）
保育標準時間 及び 1号認定	7:00～7:30	200円
	18:30～19:00	200円
保育短時間 (2号・3号認定)	7:00～7:30	200円
	7:30～8:30	30分毎に100円
	16:30～18:30	30分毎に100円
	18:30～19:00	200円

※延長を利用する場合は予め連絡をお願いします。

## (3) 利用料等

利用者負担 (月額保育料) 1号・2号・3号認定	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額
--------------------------------	-------------------------

## (4) 実費徴収（1号認定子ども）

1号認定の子どもさんは実費分として以下の金額を徴収します。

給食費	4,000円	
※預かり料 14:00～18:30	1回	500円
	1ヶ月毎	4,000円

※預かり料は14時以降の預かり利用料となります。(利用者のみ)

## (5) 利用料支払方法

支払方法	口座振替
引落日	毎月25日

### ※滞納があった場合の取扱について

保育料等の滞納があった場合は、過去のお支払い状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。

## (6) 提供する特定教育・保育の内容

子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

### (7) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 (ア) 本園に直接申し込み下さい。定員を超える利用希望がある場合には、園則の規程により選考を行います。 【2号・3号認定子ども】 (イ) 都城市へ「保育の必要性」の認定申請をします。都城市から認定証が交付され、都城市が利用施設を決定します。
利用決定	(ア) 入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。
退園理由	(ア) 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。 (イ) 保護者から退園の申出があったとき。 (ウ) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。 (エ) その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

### (8) 提携する医療機関<嘱託医>

	園医師	園歯科医
病院名	柳田クリニック	持永歯科医院
医師名	柳田 喜美子	持永 将男
所在地	宮崎県都城市東町11街区30-2	宮崎県都城市早水町4503-1
電話番号	0986-22-4862	0986-51-5400

### (9) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変があった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

#### 【管轄する消防署及び警察署】

消防署名	都城市南消防署	都城警察署
所在地	宮崎県都城市菖蒲原町19-7	宮崎県都城市東町4-17
電話番号	0986-26-1104	0986-24-0110

### (10) 非常災害対策

防火管理者	白濱 祐子
消防計画届出年月日	平成27年7月24日
避難訓練	毎月1回実施
防災設備	火災報知設備 粉末消火器 非常警報設備 排煙 誘導灯
避難場所	第一避難所：早水保育園第2駐車場 第二避難所：早水公園体育文化センター
緊急時の連絡手段	ペンギンメールにて一斉連絡又は電話連絡を行います。
本園の対策	園舎周りに防犯カメラ8台 事故防止に関する定期的な職員研修の実施

### (11) 相談・要望・苦情窓口

本園では、要望・相談・苦情等に係わる窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用相談窓口	受付担当者	谷山 尚子 (主幹保育教諭)
	解決責任者	白濱 祐子 (園長)
	ご利用時間	8:30～17:30 (月～金)
	電話番号	0986-24-1826
第三者委員	宮永 英毅	監事
		0986-23-3676
	佐々木 俊朗	監事
		0986-57-4207

(ア) 苦情・意見・要望は口頭、電話、書面などにより苦情受付担当者(主幹保育教諭)が随時受け付けます。なお第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(イ) 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者(園長)に報告し、職員会で苦情の内容について協議・改善策を検討します。

(ウ) 本園では上記の他、園内に要望・苦情等に係わるコミュニケーションポスト(投函箱)を設置しています。

### (12) 賠償責任保険の加入状況

本園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険制度(日本保育協会)賠償保険・損害保険
保険の内容	こども園の管理下及び通園途上における、ケガ、熱中症(日射病・熱射病)特定感染症(O-157等)細菌性ウイルス性食中毒(サルモネラ菌等)、地震・噴火・津波
保険金額	【賠償責任保険金額】対人賠償10億円、対物賠償1,000万円、 受託者賠償(現金・貴重品)10万円、【障害保険金額】死亡・後遺障害302.5万、 入院保険日額4,500円、通院保険金日額3,000円

### (13) 守秘義務及び個人情報の取り扱い

園児及びその保護者に関わる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

(ア) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。

(イ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。

(ウ) 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡事項を行うこと。

(エ) 緊急時において、病院その他の関係機構に対し必要な情報提供をおこなうこと。

### 3.教育・保育理念、目標、方針

以下の「教育・保育理念」「教育・保育目標」「教育・保育方針」を掲げて地域密着の質の高い事業を営みます。

#### 【 教育・保育理念 】

子ども一人ひとりを大切にし、子どもと保護者から信頼され、地域に愛される認定子ども園を目指す。

#### (1) 子ども一人ひとりを大切にします

一日の大半を過ごす園で、子ども達が保育者と信頼関係を築き安心感をもって生活が営める「安らげる場」をつくります。一人ひとりの個性と大切に誠実に向き合い、自分が愛され必要とされていると感じながら生き生きと活動できるように教育・保育を行い自己肯定感を育みます。そしてひとりの個人として、子どもを尊重して思いやりや助け合う心を育てます。また、子どもの「気づき」や「やろう」とする気持ちを大切にし、子ども自身の探究心や好奇心を育て豊かな感性や創造性を伸ばします。

#### (2) 子どもと保護者に信頼される保育者の心得

「保育にかかわる者は、常に明るく微笑みをもって心身ともに健康でありたい。日常の健康維持に努め、元気いっぱいの子供達に答えられ、子供達とともに伸びる姿勢を持ちたい。そのことが子供達から慕われ、親から信頼される基本である。」

#### (3) 保護者に信頼され地域に愛される認定こども園を目指して

子どもの生活は家庭、地域、園が連携して営まれています。家庭や地域での生活経験が、園生活を豊かにし、園生活で培われたものが家庭や地域社会での生活に生かされる中で、子どもが望ましい成長を遂げていきます。子どもの健やかな成長や自己を十分に発揮するためには、家庭、園、そして地域が子ども達にとって、安心してすごせる場所となる必要があります。地域社会に開かれた子育て支援拠点の場として、地域の方に見守られながら愛される園を目指します。

#### 【 教育・保育目標 】

たくましく心豊かなこども

- 知 挨拶ができ自分で考え行動する子ども
- 情 やさしく思いやりのある子ども
- 意 強い心を持ち頑張る子ども
- 体 元気よく遊ぶ子ども

## 【 教育・保育方針 】

人間形成の過程で最も大事な乳幼児期に基本的な生活習慣や態度を育てると共に「知・情・意・体」の調和した人間として『生きる力』を育てるための教育・保育を行う。

乳幼児期の育ちは、生涯の人格形成の基礎を築く大切な時期です。生活や遊びといった体験を通して情緒的・知的な発達をして“生きる喜び”と様々な物事に対応できる「生きる力」（人間力）を育みます。園では、それぞれの個人差に十分配慮しながら、生活習慣や社会生活が身につくよう一人ひとりの気持ちに寄り添い、保育に欠かせない5つの領域、健康・人間関係・環境・言語・表現を軸として教育・保育内容を展開し、「知・情・意・体」の調和のとれた子どもを育てます。

## 【 特色のある保育 】

### （1）日本太鼓

日本太鼓指導を通して、美しい姿勢作りや腹式呼吸、挨拶・マナー、けじめ、忍耐力、協調性等を培う「たたずまい教育」を重視し、これらを基調とした様々な活動を通して、幼児期でなければ育めない心身一如的な感性教育に取り組んでいきます。※指導依頼先（全日本幼児教育連盟）

### （2）サッカー

集団で行う運動は、チームの中でポジションをまかされたり、チームワークを大切にしながらルールがあることを知る等、社会性を育てるための大切な要素が沢山あります。成長にしたい瞬発力、持久力、判断力、忍耐力、そして集団の中で自分がどうあるべきか、を考えられるように取り組んでいきます。※都城市サッカー協会主催のサッカーティバル等参加

### （3）運動遊び

幼児期から児童期においては、脳・神経系が急激に発達します。運動遊びは身体を動かすこと自体が子ども達にとっては楽しい遊びとなります。日々の保育でも積極的に運動遊びを行っていますが、月に2回、外部の専門指導者から直接指導を受けることで、より専門的な指導を保育に取り入れることができます。その結果、体力の向上や運動機能の発達などの身体的発達に大きく影響があると考えます。※指導依頼先（コミュニティスポーツスクール）

### （4）硬筆指導

昨今、子どもの筆圧の弱さや文字離れなどもあり、文字に興味を持ち始める4歳児クラスから楽しく基礎を学べるように、外部の専門講師より指導を行っています。月に2回、クラス毎（4歳・5歳児）に行い、一人ひとりの発達に合わせ、無理なく進められるよう担任との連携も密に取りながら取り組んでいきます。※指導依頼先（江口典子）



## 認定こども園での1日（デイリープログラム）

※行事等により変更する場合があります。

0・1・2歳児	おおまかな 時間	3・4・5歳児
開園・順次登園 視診・自由遊び	7:30	開園・順次登園 視診・自由遊び
	9:00	朝の会
お や つ	9:30	文字・数・リズム遊び等
排泄	10:00	教育・保育活動 戸外・室内遊び
朝の会	10:15	
戸外・室内遊び	10:30	
昼 食	11:30	
午睡準備 午睡	12:00 ～	昼 食
		午睡準備 午睡（休息） ※1号園児 順次降園
午睡目覚め・排泄	14:30	午睡目覚め・着替え
お や つ	15:00	お や つ
視診・帰りの会	15:30	視診・帰りの会
自由遊び・順次降園	16:00	自由遊び・順次降園
閉 園	18:30	閉 園

### 0・1・2歳児クラス 保育内容

- 1) 生活習慣指導 : しつけ・挨拶・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄等
- 2) 園外保育 : 自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる、交通ルールを学び安全意識を高める
- 3) 室内遊び : 模倣遊び、運動遊び、絵画制作、リトミック・リズム遊び

### 3・4・5歳児クラス教育保育内容

- 1) 生活習慣指導 : しつけ・挨拶・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄等
- 2) 園外保育 : 自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる、交通ルールを学び安全意識を高める
- 3) 室内遊び : 文字遊び、数遊び、模倣遊び、運動遊び、絵画制作、リトミック・リズム遊び



## 4.認定こども園 利用案内

子ども達が元気にすくすくと育つことは全ての人々の願いです。一日の大半を園で過ごす子ども達が、集団生活の場で心身ともに健康であるためには、家庭と園が連携をしっかりとることが大切です。毎朝のお子さんの受け入れ時や連絡帳などでお子さんの健康状態を把握・考慮して保育を行い、お友達と楽しみながら園の生活リズムに慣れるよう教育・保育を行いますので、ご協力をお願い致します。

### (1) 家庭との連携について

#### 1. 家庭状況に変更があった場合は、必ず速やかにお知らせください。

※住所（転居）・勤務先・電話番号・緊急連絡先・家族構成等

#### 2. お迎えの方が通常と変わる場合は、保護者からの連絡が必要です。

お迎えに保護者以外の方（※送迎確認書に記載されていない方、もしくは記載されていてもあまり職員との面識のない方）がお迎えの場合は、登園の際、口頭もしくは連絡帳でお伝えください。また、急に変更になるときは必ず保護者の方が電話連絡をして下さい。連絡なしの場合は、お迎えに来られてもお子さんを引き渡すことはできませんのでご了承ください。

※送迎確認書・・・園児を送迎する保護者及び親族を記入する用紙

### (2) 生活について

#### 1. 入園当初は園に慣れるまで慣らし保育を実施します。

(ア)入園時にいきなり慣れない場所で長時間過ごす事は、子どもさんにとって緊張が続き体調を崩すことがあります。お子さんが園生活に早く慣れるためにも、数日～2週間程度（お子さんの状況によります）の慣らし保育を行います。

(イ)何らかの理由で入園前に慣らし保育を行う場合は、一時預かり保育になりますので、別途一時預かり料が発生します。ご了承下さい。

(ウ)一時預かり利用料

	1日	半日
3歳未満児	1500円	750円
3歳以上児	1300円	650円

#### 2. あいさつをしましょう。

子どもは保護者や保育者など、身近な大人の真似をすることでいろいろなことを身に付けていきます。保護者のみなさんが朝夕あいさつを明るくされていたら、きっと子ども達も元気のよいあいさつができるようになります。

3. 良い生活のリズムを作るために8時50分までの登園をお願いします。

4. 欠席及び登園が遅れる場合には7時30分～8時50分の間に連絡をお願いします。

(ア) 病気の場合は症状を詳しくお伝えください。また連絡がない場合は、緊急連絡先（職場及び自宅・携帯電話）に確認のお電話をさせていただきますことをご了承ください。

(イ) 用事や病院受診後の登園の際は、登園時間をお知らせください。尚、給食は12時を過ぎますと衛生上提供することができません。ご了承ください。

5. ご家庭で朝食を食べてからの登園をお願いします。

朝食をきちんと摂らないと低血糖や貧血を起こす場合があります、園での活動も元気に参加できません。必ず朝食を食べさせての登園をお願い致します。

6. 持ち物にはすべて記名（フルネーム）をお願いします。

洋服や所持品はもちろん、下着や靴下、靴などにも消えないように、油性マジックなどでしっかり記名をして下さい。記名がない場合は、園で書かせていただく場合があります。持ち主不明のものは定期的に玄関付近に展示し、1ヶ月で持ち主が現れない場合は、園の貸し出し用衣類に使用させていただきます。

7. 連絡帳は「成長の記録・健康の記録」にもなります。読まれたら必ずサインをして下さい。

8. 掲示板（玄関・各クラス）を毎日確認ください。

園からのお知らせや感染症の情報等を掲示板に掲示しますので、毎日ご確認ください。

9. ペンギンメールの登録をお願いします。

園からのお知らせや緊急時にメールでお知らせ場合がありますので、ペンギンメールの登録をお願いします。またメールアドレスや機種変更をした場合は再度登録が必要ですのでお知らせください。

10. 緊急連絡先を明確にお知らせください。

教育・保育活動中において発病したり事故が発生した場合は応急処置をとった後、保護者の方へ連絡いたしますので緊急連絡先を明確にお知らせください。（原則、緊急連絡先は職場になりますので、仕事がお休みのときに園に何らかの理由で預ける場合は必ずお知らせください。）

11. 毎週金曜日の連絡帳には、必ず翌土曜日の出欠・居残り時間・緊急連絡先（仕事の有無）をお知らせください。

連絡帳に記載がない場合はお休みと判断しまして、お子さんにバスタオルを持ち帰らせてますことをご了承ください。

12. 服装は活動しやすい服・靴にしてあげましょう

基本的に自由ですが、スカート（スカート付きズボン含）、チュニック、パーカー付きのトレーナーや長袖等は園生活には安全上ふさわしくありません。危険と判断した場合は着替えを行い

ます。園は生活の場であり、子ども達の生活は遊びが中心です。汚れてもかまわない服装をお願い致します。また、自立に向けて自分で着脱しやすい服装にしてあげましょう。

### 1 3. 当園指定の物品の購入をお願いします。

別途用品注文書がありますのでリュック、手提げカバン等の注文をお願い致します。その他、お子さんの年齢にあった絵本を毎月購入していただきます。月末にその絵本を持ち帰っていただきますので、ぜひ、お子さんに読み聞かせをしてコミュニケーションをとって頂きたいと考えております。

## (3) 保健と健康管理 <健康管理・予防接種・感染症・投薬>

お子さんの心身の健康状態や疾病などを把握し、嘱託医の先生と相談しながら健康保持に努めます。また、園ではお子さんが毎日健康で元気に過ごすために、保護者の方と職員が十分にコミュニケーションをとり、協力し合うことが大切だと考えております。

### 1.健康管理

- (ア) 健康診断 年2回(4月・10月予定)
- (イ) 歯科検診 年1回(6月予定)
- (ウ) 尿検査 年1回(6月予定)
- (エ) 身体測定 毎月
- (オ) 睡眠チェック表の記録(0.1歳児クラス)

※健康診断及び歯科検診は園の嘱託医が行います。なんらかの理由により、検診日当日に受けることができない場合は、後日保護者の方が嘱託医へ出向いての検診となります。(事前予約必要)

※尿検査依頼先：九州保健ラボラトリー

### 2. 毎朝検温をして、0歳・1歳児の子どもさんは連絡帳に体温を記入してください。

### 3. 登園時のお預け時に、お子さんの健康状態を職員にお伝えください。

前日に体調がすぐれなかった場合(発熱・痛み・下痢・嘔吐・発疹・食欲不振など)、また、投薬後の登園など健康上変わったことがある時は、登園時に必ずお知らせください。登園後に体調が悪くなった場合は早めにお知らせします。

### 4. 登園後、発熱や体調が思わしくない場合は緊急連絡先に連絡させていただきます。

- (ア) おおむね38度を目安にお子さんの状態を見たうえで、緊急連絡先へご連絡させていただきます。また、熱がなくても咳がひどい、下痢や嘔吐を繰り返す場合にも体力の消耗、脱水、ウイルス性疾患が心配されますので、早めにご連絡をさせて頂き、お迎えをお願いします。
- (イ) 細心の注意を払って事故防止に努めていますが、活動中に負傷した時は応急処置を行い、病院受診が必要と判断した場合には保護者の方にご連絡をさせていただきます。

## 5. 投薬について

投薬が医療行為とみなされる場合があります、原則的に投薬は行いません。医療機関にて園に通っていることを伝え、薬の処方は1日2回処方をお願いします。やむを得ず薬を持参される場合は以下のことをお約束下さい。

(ア) 投薬は病院からの処方薬のみお預かりします。

※ 解熱鎮痛剤、吸入剤、市販薬はお預かりしません。

(イ) 『投薬依頼書 (印鑑必須)』と合わせて必ず当日職員に手渡しして下さい。

(ウ) 初めての処方のお薬は必ず薬剤情報提供書を提出ください。

※ 園で写しを保管し、原本はお返しいたします。

(エ) 『投薬依頼書 (印鑑必須)』はお薬服用の度に必要です。お手数ですが、同じお薬でも毎回記入をして提出をお願いします。(用紙は玄関ホールに置いてあります)

(オ) 薬(水薬も含む)は必ず1回分に分けて「投薬する日付」「名前」を記入下さい。

※ 名前がないことにより重大事故につながる可能性もございます。

(カ) 長期間持続して飲ませなければいけないお薬の場合は相談下さい。

## 6. 予防接種後の登園は控えるようにお願いします。

※ 予防接種後は副反応が出る可能性があるためお休みの日又は降園後にお願いします。

園は低年齢の子ども達が長い時間を共に生活しています。感染症にかかると、本人・家族がっらい思いをするだけでなく、周囲の友だちや大人達にも影響があります。予防できる病気は予防し、万が一発症しても軽く済むよう、予防接種スケジュールを立て、対象年齢になったら予防接種を受けましょう。

## 7. 感染症の登園基準について

園は集団生活の場です。感染症と診断された場合は、お休みしていただきます。すべての子ども達が楽しく健やかに過ごせるようにご理解ご協力をお願いします。また、以下の病名の診断の場合は、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい、園に提出いただかないと、お子さんをお預かりすることができません。

※ 玄関内に「登園許可証明書」を準備しています、ご利用ください。

### 出席停止になる感染症と出席停止期間 第2種・第3種

#### (1) 第2種

病名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発疹に伴う微熱が解熱した後3日経過するまで

病 名	登園停止期間の基準
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
結 核	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

(2) 第3種

病 名	登園停止期間の基準
流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌（0-157 等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

(3) 第3種・その他

病 名	登園停止期間の基準
瘍連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎（ロタウイルス・アデノウイルス・ノロウイルス）ヘルパンギーナ、RSウイルス、マイコプラズマ肺炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性紅斑（りんご病）	医師の診断による

(ア) (3) 第3種・その他について、

一定の登園停止基準は設けられていませんが、発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合もあります。登園停止の必要のない疾患であっても、医師の判断は必要です。受診後、園へ連絡してください。

(イ) 水いぼ、とびひ、アタマジラミ

登園は可能ですが、接触感染の高い病気ですので早めの病院受診をお願いします。また、夏のプール遊びの参加はできませんことをご了承ください。

## (4) 給食とアレルギー

食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。「食を営む力」「生きる力」の育成に向け、その基礎を培うために本園における食育は「楽しく食べる子どもに成長していく」ことを目標とします。

### 1. 乳児食について

乳児の粉ミルクは園で用意します。哺乳瓶、吸い口も園のものを滅菌して使用します。また、ミルクの量、時間などは家庭と連携を行い進めていきます。

### 2. 給食について

(ア) 献立表は毎月別途配布します。

(イ) 毎日の給食はサンプルボックスに入れてテラスに展示します。(雨の日は玄関ホール)

### 3. 離乳食について

保護者との話し合いのもと園児の離乳食を進めていきます。ご家庭で食べたことの無い食品についてはアレルギーの心配がありますので、園では食べさせることができません。給食献立表をお渡しいたしますので、必ず事前にご家庭で食べさせてください。離乳食は一生の食生活を左右するほど大切な時期ですので、ご家庭と協力して進めていきたいと考えております。

### 4. 0・1・2歳児の給食・おやつ

(ア) 給食はご飯(主食)を含む完全給食です。

(イ) おやつは9時30分と15時の1日2回です。

※1歳未満のお子さんはおやつを提供することができません。また、1歳のお誕生日がきても離乳食が完了していないとおやつが提供できません。ご了承ください。

### 5. 3・4・5歳児の給食・おやつ

(ア) 給食は副食(おかず)のみの提供です。お子さんが食べられる分の白ご飯を持たせてください。また、ふりかけや混ぜご飯は持たせないでください。

(イ) 主食(白ごはん)を持たせ忘れたときは、翌日、白米半合を持たせて下さい。

(ウ) 誕生会の給食には主食(ごはん)が提供されますので、主食を持たせないでください。

(エ) 水筒(お茶・水)と箸を毎日持たせてください。

(オ) おやつは15時の1日1回です。

### 3. アレルギーについて

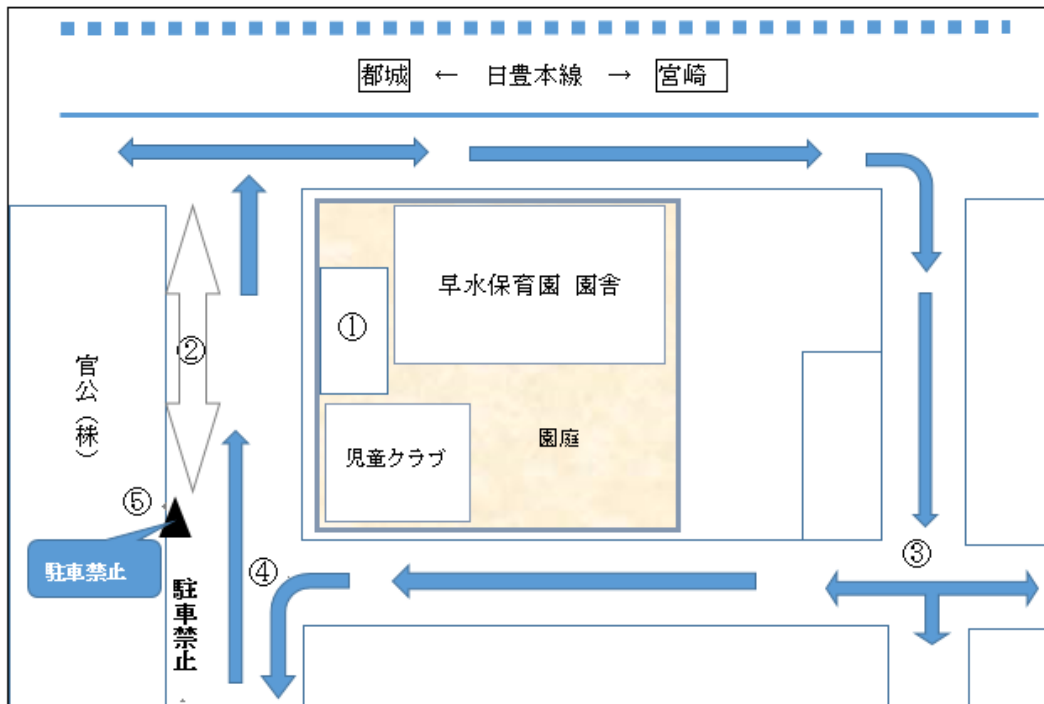
アレルギーのある子どもさんについては個別にご相談ください。除去食につきましては、食物アレルギー検査を受けてください。その結果により医師の指導のもと進めていきます。

※用紙を準備していますので、担任にお声かけください。



## (5) 送迎について

交通事故や園児の安全等を考慮し、下記の通り一方通行をお願いします。お忙しい時間帯ですが、安全の為ご協力をお願いします。また、朝夕の登園降園時間は駐車場が込み合いますので、速やかに移動をお願い致します。



- (ア) 送迎の際、車の進行は矢印の方向でお願い致します。
- (イ) ①の駐車場が満車の場合は②の道路左端に縦列で駐車してください。
- (ウ) ③④の交差点は十分注意してください。
- (エ) ⑤のポールから南側には駐車はしないでください。
- (オ) 防犯（車上狙い）の為、駐車の際は必ず施錠ください。

## (6) その他

- (ア) 本園敷地内は禁煙です。
- (イ) 9時～16時の間、正門入り口には防犯の為、電子ロックしています。解除するにはインターホンのカバーを開けて、数字パネルを押して数字を光らせ、『1826E』（Eは数字パネルの右下角です）と押してください。しばらくの間、電子ロックが解除されます。降園の際は、掲示板の左に押と書いてあるボタンがありますので、押すとしばらく解除されます。  
※9時～16時以外では電子ロックは解除されていますのでボタンを押さないでください。
- (ウ) 本園に入園しますと同時に保護者会に入会していただきます。保護者会費は、園児一人当たり毎月500円となります。保育利用負担料と一緒に毎月25日に口座引き落としさせていただきます。
- (エ) 保護者会活動には積極的に参加をお願い致します。
- (オ) 毎月の絵本代も保育利用負担料、保護者会費と一緒に口座引き落としさせていただきます。

# 「早水保育園保護者会」会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は早水保育園保護者会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は早水保育園におく。
- 第 3 条 本会は当保育園と入所児童保護者の協力を図るため下記の事業を行う。
1. 保護者会（後援会）を組織する。
  2. 保護者会を通して地域社会と連絡を密にし、社会福祉の向上に寄与する。
  3. その他、必要な事項。

## 第 2 章 組 織

- 第 4 条 本会は早水保育園入所児童保護者をもって組織する。

## 第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 2名 会計 2名
- 第 6 条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第 7 条 会長・副会長・会計は総会で選出し、役員会を構成し会務執行上、必要な事項を協議決定する。
- 第 8 条 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代表する。会計は会費の徴収及び管理に当たり、会計の一人は会計監査を行い、総会においてその報告に当たる。

## 第 4 章 会 議

- 第 9 条 本会に総会・役員会をおき、会長はこれを招集する。
- 第 10 条 総会は本会の決議機関で毎年1回招集する。但し、緊急必要ある場合は臨時にこれを開催することができる。
- 第 11 条 総会は下記の事項を定める
1. 事業報告及び決算の承認
  2. 事業計画及び予算承認
  3. 役員を選出及び解任
  4. 会則の変更
  5. その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第 12 条 役員会は毎年1回以上、これを開催し第10条を準用する。
- 第 13 条 総会及び役員会は構成員の過半数以上で成立する。但し、欠席者の委任状を認める。

## 第 5 章 会 計

- 第 14 条 本会の会費は毎月指定日に保育園（保育園が代理で集金して保護者会口座に振り込むものとする）に銀行振替で納入する。
- 第 15 条 本会の経費は構成員の負担金及び寄付金でこれを運営する。負担金の額は総会で定める。
- 第 16 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 付則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。